

アイソトープ・放射線研究発表会

開 催 要 領

制 定 昭和38年10月16日

最終改正 令和 6年 8月27日

(目的)

- 第1条 アイソトープ・放射線研究発表会（以下、「研究発表会」という。）は、アイソトープ・放射線の利用技術を中心とした研究及びその基礎となる研究の発表と討論を行い、関係専門分野間の知識と技術の交流を図り、もってわが国の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
- 2 この要領は、前項の目的を達成するため、研究発表会の開催に関して必要な事項を定める。

(用語)

- 第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 主催とは、研究発表会の主体となって企画及び運営を行い、その責任において研究発表会を開催することをいう。
- (2) 協賛とは、研究発表会の開催趣旨に賛同した学協会が、研究発表会の企画・開催に対して協力することをいう。
- (3) 後援とは、研究発表会の開催趣旨に賛同した学協会が、研究発表会の開催に対して支援することをいう。

(名称)

- 第3条 研究発表会の名称は、「アイソトープ・放射線研究発表会」とし、回数を付す。
- 2 研究発表会の英語名称は、「The Annual Meeting on Radioisotopes and Radiation Researches」とし、回数を付す。
- 3 回数は、昭和39年に開催された研究発表会を第1回とし、これより起算し、順次回数を付すものとする。

(開催)

- 第4条 研究発表会は、毎年1回開催する。

(主催)

- 第5条 研究発表会の主催者は、公益社団法人日本アイソトープ協会（以下、「協会」という。）とする。

(研究発表)

- 第6条 研究発表は、一人につき1件とする。
- 2 発表形式は、口頭又はポスターとする。
- 3 発表を希望する者は、定められた期日までに、所定の様式、方法により申し込む。

(要旨集)

第7条 研究発表会の開催に合わせて、要旨集を発行する。

2 前項の要旨集以外に、論文集は発行しない。

3 研究発表の内容は、協会が発行する学術論文誌 RADIOISOTOPES に投稿することができる。

(表彰)

第8条 学生又は満30歳未満の口頭発表者のうち、総合成績上位の者に「若手優秀講演賞」を授与する。

2 ポスター発表者のうち、総合成績上位の者に「ポスター賞」を授与する。

3 各受賞者の決定方法は、別に定める。

(運営)

第9条 研究発表会の運営は、アイソトープ・放射線研究発表会開催企画会議（以下、「開催企画会議」という。）が行い、開催企画会議に関する事項は別に定める。

(経費)

第10条 研究発表会の準備及び開催のための経費は、参加費及び広告料その他の収入でまかない、不足分は主催者が負担する。

2 前項の場合、主催者は、協賛並びに後援する学協会に対して、負担金等の拠出を求めない。

(改廃)

第11条 この要領の改廃は、開催企画会議の決議を経て行う。

(事務)

第12条 研究発表会の事務は、アイソトープ・放射線研究発表会事務局が行う。

附則 この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年11月9日から施行する。

附則 この要領は、令和6年8月27日から施行する。